

千葉県 の 監 査

- 平成 22 年度版 -

千葉県 監 査 委 員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成22年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成21年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査については概ね平成22年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県監査 - 平成 22 年度 - 目次

第 1 監査等の概要

1 平成 22 年度監査等の基本方針	1
2 平成 22 年度に実施した監査等の対象	1

第 2 監査等の結果

定期監査	3
随時監査	7
行政監査	7
財政的援助団体等監査	8
例月出納検査	9
決算審査	10
基金運用状況審査	22
健全化判断比率等審査	23
住民監査請求	25
外部監査	26

【資料】

1 平成 22 年度監査における監査委員	27
2 平成 22 年度監査計画	28

(計画期間：22年9月～23年8月)

第 1 監査等の概要

1 平成 22 年度監査等の基本方針

平成 22 年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の視点に立った監査を行うため、次の方針に基づき実施した。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合规性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当たっては、外部監査及び行政監査の結果に留意するとともに、監査対象機関において内部けん制体制が十分機能しているか検証する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく必要な改善措置が適切に講じられているか把握、確認する。
- (4) 監査結果等の情報をより分かりやすく公表する。

2 平成 22 年度に実施した監査等の対象

平成 22 年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成 22 年度の会計において、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、490機関
随時監査	財務に関する事務のうち、これまでの監査において不適正な経理処理が認められた科目を中心に、物品購入の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかについて監査した。	県の出先機関のうち 61 機関
行政監査	平成 22 年度は、テーマを定めて行う行政監査は実施しなかった。	
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成 21 年度の会計において当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が 25% 以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資団体、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校、県の補助金が 5 千万円以上の団体及び指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者、87 団体等のうち 37 団体等
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中核とし、現金の出納の状況について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納

区分	内 容	監査対象機関等
決算審査	平成22年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
基金運用状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	平成22年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	監査実施件数： 3件

[注] 監査等の結果における「指摘事項」等の区分について

区 分		内 容
監査・検査	指摘事項	法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
監査・検査	注意事項	法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
監査	指導事項	事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合
審査	改善すべき事項	指摘事項に準ずる。
審査	留意すべき事項	注意事項に準ずる。

* 上記のほか、意見を付すことがある。

第2 監査等の結果

定期監査

1 監査の実施状況

(1) 平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業(地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。)について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点を主眼に実施した。

また、監査を効果的に実施するため、普通会計及び企業会計それぞれ課題となっている次の事項に重点を置いて実施した。

ア 普通会計

(ア) 需用費等の執行について

(イ) 公共事業の執行について

(ウ) 収入未済について

(エ) 内部けん制体制について

イ 企業会計

(ア) 備消耗品費等の執行について

(イ) 契約事務について

(ウ) 工事の執行について

(エ) 内部けん制体制について

(2) 監査の実施時期

平成22年9月から平成23年8月

(3) 監査対象は平成22年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成22年4月1日現在の490機関の全てとした。

区分	監査計画数	監査実施機関数			
		実地監査	書面監査	計	
普通会計	本庁	99	99	0	99
	出先機関	348	156	192	348
	計	447	255	192	447
企業会計	本庁	16	16	0	16
	出先機関	27	19	8	27
	計	43	35	8	43
合計	本庁	115	115	0	115
	出先機関	375	175	200	375
	計	490	290	200	490

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	99	3	13	18	59
	出先機関	348	2	32	86	48
	計	447	5	45	104	107
企業会計	本 庁	16	2	2	0	2
	出先機関	27	0	4	12	4
	計	43	2	6	12	6
合 計	本 庁	115	5	15	18	61
	出先機関	375	2	36	98	52
	計	490	7	51	116	113

3 指摘事項・注意事項・意見の概要

(1) 指摘事項

(普通会計)5件

番号	項 目	件数
1	調定が遅延していた事例について、適正な事務手続を定めたもの	2
2	支出負担行為前の物品の発注、納品について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	特別会計母子寡婦福祉資金における収入未済について、早期の解消を求めたもの	1
4	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	1

(企業会計)2件

番号	項 目	件数
1	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	2

(2) 注意事項

(普通会計) 45件

番号	項目	件数
1	雑入等について、収入未済の解消を求めたもの	17
2	使用料等の免除について、適正な事務手続を求めたもの	3
3	支出負担行為について、適正な事務手続を求めたもの	3
4	食品衛生法に基づく許可手続について、早急に必要な対策を講ずるよう求めたもの	3
5	賃金の過払いについて、適正な事務手続を求めたもの	3
6	行政財産の使用許可について、適正な事務手続を求めたもの	3
7	県税について、徴収率の向上を求めたもの	2
8	日々雇用職員の雇用に係る事務手続について、適正化を求めたもの	2
9	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
10	調定が欠落していた事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
11	個人情報を紛失した事例について、適正な情報の管理を求めたもの	1
12	貸付金について、返済条件の見直しを求めたもの	1
13	使用料の徴収について適正な事務手続を求めたもの	1
14	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
15	予定価格を超えた金額で契約を締結した事例について、適正な事務手続を求めたもの	1
16	支払事務手続の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1

(企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	収入未済に係るもの	1
2	土地等の貸付けについて、適正な対応を求めたもの	1
3	他会計からの借入れについて、適正な対応を求めたもの	1
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	委託業務について契約書どおりの適切な対応を求めたもの	1
6	債権について、適正な管理を求めたもの	1

(3) 意見

(普通会計) 107件

番号	項目	件数
1	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	106
2	請求事務に適正を欠く事例について、内部けん制体制の確立を求めたもの	1

(企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	6

随時監査

1 随時監査の実施状況

- (1) 随時監査は、地方自治法第199条第5項の規定により、財務に関する事務のうち、これまでの監査において不適正な経理処理が認められた科目を中心とした経理事務について、物品購入等の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかを主眼に実施した。
- (2) 監査の実施時期
平成22年12月22日
- (3) 監査対象は、平成21年度会計において不適正な経理処理が認められた出先機関で、平成22年度会計において書面監査となった61機関(普通会計58機関、企業会計3機関)に対して、定期監査と併せて実施した。

2 指摘事項等の件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	58	0	0	6	17
企業会計	3	0	0	1	1
計	61	0	0	7	18

3 指摘事項・注意事項・意見の概要

(1) 意見

(普通会計)17件・(企業会計)1件

番号	項 目	件数
1	平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、解消されていないので、適正な処理を求めたもの	18

行政監査

1 行政監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうか、について監査を行うものである。
- (2) 平成22年度は、随時監査の実施の関連からテーマを定めて行う行政監査は実施しなかった。

財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 平成21年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。また、出資法人については、消耗品費等の物品購入事務処理が法令等に基づき適正に行われているか、また、納品の検収が適正に行われているかに重点をおいて実施した。

(2) 監査の実施時期

平成22年10月から平成23年3月

(3) 監査対象は平成21年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体等は、 県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体 県の補助金が3億円以上の私立高等学校 県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く) 指定管理料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く)とし、そのうち37団体について監査した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体等の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	39	19	3	22
補助金交付 私立高等学校	22	2	5	7
その他の援助 (補助)団体	14	4	0	4
指定管理者	12	4	0	4
計	87	29	8	37

2 指摘事項等の件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	22	8	3	9	0
補助金交付 私立高等学校	7	0	0	5	0
その他の援助 (補助)団体	4	0	0	0	0
指定管理者	4	1	1	3	0
計	37	9	4	17	0

3 指摘事項・注意事項の概要

(1) 指摘事項

(出資団体) 8件

番号	項 目	件数
1	不適正な経理処理や取引業者へのプール金に対し適正な処理を求めたもの	5
2	経営の改善を求めたもの	2
3	事業の改善を求めたもの	1

(指定管理者) 1件

番号	項 目	件数
1	契約金額を超過した支出を行った事例について、適正な事務手続を求めたもの	1

(2) 注意事項

(出資団体) 3件

番号	項 目	件数
1	収入未済の早期回収を求めたもの	2
2	経営の改善を求めたもの	1

(指定管理者) 1件

番号	項 目	件数
1	契約事務の改善を求めたもの	1

例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回(実地検査1回、書面検査11回)実施し、いずれも適正であることを確認した。

決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成22年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成22年度 千葉県一般会計
平成22年度 千葉県特別会計財政調整基金
平成22年度 千葉県特別会計県債管理事業
平成22年度 千葉県特別会計地方消費税清算
平成22年度 千葉県特別会計自動車税証紙
平成22年度 千葉県特別会計市町村振興資金
平成22年度 千葉県特別会計公営競技事業
平成22年度 千葉県特別会計母子寡婦福祉資金
平成22年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
平成22年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
平成22年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
平成22年度 千葉県特別会計農業改良資金
平成22年度 千葉県特別会計営林事業
平成22年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
平成22年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
平成22年度 千葉県特別会計公共用地取得事業
平成22年度 千葉県特別会計流域下水道事業
平成22年度 千葉県特別会計港湾整備事業
平成22年度 千葉県特別会計土地地区画整理事業
平成22年度 千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の手続

平成22年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているか、不適正な経理処理は行われていないか、などの諸点に留意するとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金は未だ解消されていないが、平成22年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 決算の状況

a 決算総額

平成22年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して2,896億9,191万余円(11.2パーセント)減少し、2兆3,003億5,394万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して2,967億86万余円(11.5パーセント)減少し、2兆2,779億3,688万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で38億8,270万余円、特別会計では69億6,647万余円の黒字となっている。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して44億5,246万余円(0.3パーセント)増加し、1兆5,920億1,891万余円となった。

(a) 県税収入については、輸入の回復により地方消費税が増加した一方、個人所得の伸び悩みに伴い、個人県民税が減少し、また、地方法人特別税¹⁾導入の影響により法人二税が減少したことなどから、前年度と比較して225億6,447万余円(3.4パーセント)減少し、6,368億255万余円となっているが、地方法人特別譲与税¹⁾を加味した実質ベースでは、1.4パーセントの増加となった。

(b) 地方交付税については、普通交付税の配分額が全国ベースで増額されたことから、前年度と比較して126億489万余円(8.0パーセント)増加し、1,704億7,854万円となっている。

また、臨時財政対策債²⁾を含む実質的な地方交付税は、前年度と比較して915億1,689万余円(32.8パーセント)増加し、3,707億6,544万円となった。

(c) 国庫支出金については、経済・雇用対策のための臨時交付金等が減少したことから、前年度と比較して、583億8,398万余円(23.8パーセント)減少し、1,866億9,348万余円となった。

(d) 繰入金及び諸収入については、特別会計中小企業振興融資資金の廃止に伴い、金融機関からの預託金の返還に係る歳入区分が繰入金から諸収入に変更となったことから、繰入金は、前年度と比較して1,204億9,037万余円(75.0パーセント)減少し、401億6,926万余円となり、諸収入は、前年度と比較して1,581億8,965万余円(490.4パーセント)増加し、1,904億4,625万余円となった。

(e) 県債については、減収補てん債や退職手当債が皆減となった一方、臨時財政対策債の大幅な増等により、前年度と比較して113億1,631万余円(4.6パーセント)増加し、2,587億9,051万余円となった。

なお、一般会計の平成22年度末県債残高は、前年度末と比べ5.8パーセント増の2兆8,680億

6,609万余円となっている。

(f) 収入未済額については、前年度より15億7,708万余円減少し、平成22年度末現在は369億429万余円となっている。

収入未済の主なものは、県税が前年度と比較して14億9,858万余円(4.2パーセント)減少しているものの、344億652万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して26億1,662万余円(0.2パーセント)減少し、1兆5,775億5,864万余円となった。

性質別の歳出決算額の主な増減は、

(a) 人件費については、期末勤勉手当の引下げ等の給与の減額があったものの、地方公務員等共済組合に対する負担金が増加したこと等により、前年度と比較して26億2,590万余円(0.4パーセント)増加し、5,993億8,877万余円となった。

(b) 扶助費については、障害者通院医療費や特定疾患治療研究の医療費が増加したことなどにより、前年度と比較して25億9,506万余円(9.5パーセント)増加し、300億1,266万余円となった。

(c) 普通建設事業費については、単独事業が特別養護老人ホーム建設事業の補助単価の増額等により増加しているが、補助事業で成田新高速鉄道建設事業が終了したことや国の公共事業関係費の減額、直轄事業負担金制度の見直しがあったことなどにより減少していることから、前年度と比較して261億2,603万余円(16.0パーセント)減少し、1,369億6,904万余円となった。

(d) 補助費等については、高齢化により、法令に基づく負担額が増加したことなどから、前年度と比較して262億8,154万余円(8.1パーセント)増加し、3,519億1,895万余円となった。

(e) 積立金については、経済・雇用対策のための基金造成が減少したことから、前年度と比較して361億991万余円(47.6パーセント)減少し、397億8,487万余円となった。

(f) 貸付金及び繰出金については、特別会計中小企業振興融資資金の廃止に伴い、金融機関への預託金の歳出区分が繰出金から貸付金に変更となったことから、繰出金は、前年度と比較して1,343億8,632万余円(83.2パーセント)減少し、271億2,982万余円となり、貸付金は、前年度と比較して1,585億1,181万余円(5,593.2パーセント)増加し、1,613億4,583万余円となった。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して2,941億4,437万余円(29.3パーセント)減少し、7,083億3,503万余円、また、特別会計歳出総額は、前年度と比較して2,940億8,424万余円(29.6パーセント)減少し、7,003億7,823万余円となった。

この主な要因は、特別会計中小企業振興融資資金が廃止されたことによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して3,596万余円(6.4パーセント)増加し、5億9,605万余円となった。

(イ)意見

a 今後の財政運営について

(a) 平成22年度一般会計の決算は、歳入が前年度比0.3パーセント増の1兆5,920億1,891万余円、歳出が前年度比0.2パーセント減の1兆5,775億5,864万余円となり、実質収支は38億8,270万

余円の黒字となっている状況である。

歳入において、県税が企業収益の回復等により地方法人特別譲与税を含む実質ベースで増加し、また、臨時財政対策債や地方交付税が増加している。

また、歳出は、国の公共事業関係費の減額や成田新高速鉄道建設事業の終了等により普通建設事業費が減少しており、また、経済・雇用対策のための基金の造成が減少している。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率³⁾については、前年度の97.1パーセントから92.6パーセントになり、前年度比で4.5ポイント改善したが、依然として財政構造は硬直化している状況である。

また、歳入全体に占める自主財源の比率は、依存財源である国庫支出金の減少と自主財源である諸収入の増加等により、前年度の56.5パーセントから56.8パーセントに0.3ポイント増加している。

(b) 今後の財政運営においては、東日本大震災の発生等により、経済情勢の悪化による県税収入の大幅な減少が見込まれるとともに、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大など義務的経費の増加が続き、また、震災からの復旧・復興に向けた取組などのさらなる財政需要が生じ、厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、今後も引き続き自主財源を中心とした歳入確保の取組を行い、また、歳出削減などの効率的な行財政運営に努めるとともに、計画的な財政の健全化に向けて取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が344億652万余円と多額であり、また、不納欠損額が24億4,120万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。税負担の公平性を保つためにも、徴収体制の充実・強化、課税客体的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、24億9,777万余円と多額であり、また、不納欠損額が1億1,535万余円であることから、「債権管理の適正化のための取組方針(平成20年2月6日)」に基づき法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けて、全庁的な取組を一層推進し、収入の確保に努められたい。

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、県債残高は前年度に比べて増加していることから、今後とも後年度負担に配慮した県債の計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、社会経済環境や県民ニーズの変化に的確に対応した事業を着実に推進していくほか、東日本大震災からの復旧・復興のための取組を迅速に行う必要があることから、徹底した経費の節減を図ることはもちろん、歳出全般の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で518億7,363万余円と多額であり、そのうち土木費が61.6パーセントに当たる319億3,031万余円となっている。

繰越額の一部には東日本大震災の発生に伴う繰越も含まれてはいるが、しかしながら、歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越額の縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行を図ることに加え、特に貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

g 事務費の不適正な経理処理について

平成22年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。

今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても早急に返還されるよう引き続き粘り強く交渉されたい。

【用語の解説】

1) 地方法人特別税・地方法人特別譲与税

平成20年度の国の税制改正において、地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の約半分を国税化(地方法人特別税)した上で、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分(地方法人特別譲与税)することとされた。この税制改正は20年10月1日以降に開始する事業年度に係る申告から適用されるため、県の決算上は21年度から影響が生じている。

2) 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

3) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(ウ)改善又は留意すべき事項

a 改善すべき事項 2件

番号	項 目	件数
1	知事部局、議会事務局及び各行政委員会における平成20年度までの不適 正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されてい るが、残るプール金について早期解消を求めたもの	1
2	収入未済に係るもの	1

b 留意すべき事項 12件

番号	項 目	件数
1	収入未済に係るもの	12

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成22年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

平成22年度 上水道事業会計

平成22年度 土地造成整備事業会計

平成22年度 工業用水道事業会計

平成22年度 病院事業会計

(2) 審査の手続

平成22年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、昨年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された4事業の運営は、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、決算書及び附属書類は、いずれもその計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成20年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金は未だに解消されていないが、平成22年度においては、備消耗品費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

- (a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。
- (b) 東日本大震災に伴う公共施設等の復旧に向けて、修繕費等の新たな負担が生じることから、経費の節減等により財源の確保を図り、事業遂行に支障がないよう経営の健全化に努められたい。
- (c) 平成22年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。
今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させ、また、内部けん制体制を強化するなど、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

なお、平成 20 年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても早急に返還されるよう引き続き粘り強く交渉されたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 729 億 306 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 628 億 7,826 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 82 億 6,504 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 363 億 3,236 万余円となった。

次に、損益については、収益は 694 億 5,157 万余円、費用は 603 億 9,639 万余円で、純利益が前年度に比べ 18 億 6,508 万余円増の 90 億 5,517 万余円となった。

収益は、給水収益等の増加により前年度に比べ 3 億 8,183 万余円増加している。

一方、費用は、配水費や給水費等の減少により前年度に比べ 14 億 8,325 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 77 億 169 万余円増の 109 億 4,955 万余円、有価証券は、前年度に比べ 48 億 718 万余円減の 338 億 6,128 万余円となった。

b 意見

- (a) 平成 22 年度においては使用水量の増加から収益が増加したが、新たに策定した「千葉県水道局中期経営計画 2011 (平成 23 年度～平成 27 年度)」を踏まえ、引き続き経営基盤の強化を図られたい。
- (b) 的確な水需要予測に基づき、各事業の必要性・採算性等について十分検討し、過大な投資とならないよう施設整備を図られたい。
- (c) 今後も職員の大量退職が見込まれていることから、再任用職員の活用等により技術の継承を図られたい。
- (d) 未収金については、水道料金の口座振替による支払いを推進するなど、県が策定した「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な管理の徹底に取り組まれたい。
- (e) 退職給与引当金について、損益管理の観点から適正な退職給与引当金の計上に努められたい。
- (f) 資金運用について、経済情勢や金融動向を注視し、更なる効果的な運用に努められたい。

(ウ)土地造成整備事業会計

a 決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成土地売却収益、造成宅地売却収益等の事業収益が148億1,527万余円で、造成土地売却原価、造成宅地売却原価等の事業費用が236億9,164万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計貸付金返還金等の資本的収入が106億4,444万余円で、工事費等の資本的支出が164億1,942万余円となった。

次に、損益については、収益は147億6,324万余円、費用は236億721万余円で、純損失は前年度に比べ80億9,607万余円増の88億4,396万余円となった。

収益は、土地の分譲等の低迷等により営業収益が減少したものの、特別利益が増加したことにより、前年度に比べ3億9,014万余円増加している。

一方、費用は、分譲土地に係る売却原価の減少等により営業費用が減少したものの、特別損失が増加したことにより、前年度に比べ84億8,621万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ82億2,133万余円増の169億9,952万余円、有価証券は前年度と比べ59億9,848万余円減の289億8,857万余円となった。

b 意見

(a) 土地造成整備事業を円滑に収束するため、次に掲げる事項について特に留意されたい。

事業収束に向けた具体的な取組について、平成22年度に改定した「企業庁新経営戦略プラン」に従い、着実に実施されたい。

長期事業収支見直しについては、随時見直しを行い、事業収束時までの資金収支を的確に把握するなど、保有資金の確保に努められたい。

残余の資産及び負債を後継組織へ適正な評価で引き継ぐためにも、関係市町村への負担金や引当てていない退職給与引当金等を貸借対照表に計上するなど、財務諸表の作成に当たっては、より一層実態に沿うよう努められたい。

協定等に基づく負担金等については、市町村等の関係者と見直し協議を進め、その負担額の縮減に努めるとともに、早期に額の確定をされたい。

貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。

整備済みの公共施設等については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の削減に努められたい。

(b) 土地の分譲に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなど、一層の分譲促進に努められたい。

(c) 千葉ニュータウン事業に関して、企業庁は都市再生機構に比べ収入が過大となっていることから、両者間で是正措置を講じているが、その負担額を合理的に見積もるよう努め、財務諸表上に適切に反映させることが望まれる。

(d) 平成 22 年度決算において、過年度損益を大幅に修正していることから、今後は会計処理の計上漏れや誤り等がないよう、会計原則の趣旨に則り、適正な財務諸表の作成に努められたい。

c 改善すべき事項

平成 20 年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても、処理方針に基づき早期解消に努めること。今後も、引き続き再発防止に向けた取組を徹底すること。

(工) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 135 億 2,591 万余円で、浄配水費等の事業費用が 111 億 3,805 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 34 億 3,537 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 87 億 8,273 万余円となった。

次に、損益については、収益は 128 億 9,265 万余円、費用は 106 億 4,228 万余円で、純利益が前年度に比べ 13 億 4,483 万余円減の 22 億 5,037 万余円となった。

収益は、前年度、会計処理の変更により給水収益、負担金を 13 か月分計上したが、今年度は通常の処理により、前年度に比べ 12 億 1,072 万余円減少している。

一方、費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が減少したものの、減価償却費、資産減耗費が増加したことにより、前年度に比べ 1 億 3,410 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 12 億 8,626 万余円増の 59 億 6,306 万余円、有価証券は前年度に比べ 23 万余円増の 99 億 9,733 万余円となった。

b 意見

(a) 収益は、受水企業の撤退により契約水量が減少しており、費用は、建設仮勘定の精算により減価償却費の増加が見込まれることから、新規需要の開拓による料金収入の確保に努めるとともに、一層の維持管理コスト等の節減により、経営の健全化を推進されたい。

(b) 房総臨海地区工業用水道事業において、土地造成整備事業会計より 337 億 7,889 万余円の借入れがあるが、返済の見込みが立っていないことから、関係部局と積極的に協議を進め、適正に対応されたい。

(c) 退職給与引当金について、損益管理の観点から適正な退職給与引当金の計上に努められたい。

c 改善すべき事項

平成 20 年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても、処理方針に基づき早期解消に努めること。

今後も、引き続き再発防止に向けた取組を徹底すること。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 414 億 4,849 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 403 億 1,638 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 32 億 1,862 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 40 億 6,281 万余円となった。

次に損益については、収益は 414 億 1,252 万余円、費用は 402 億 8,642 万余円で、純利益が 11 億 2,609 万余円となり、平成 5 年度以来、17 年ぶりに黒字を確保した。

また、累積欠損金は平成 22 年度末で 267 億 9,604 万余円となっている。

収益は、入院収益、外来収益及び負担金交付金が増加したことなどにより、前年度に比べ 29 億 8,850 万余円増加している。

一方、費用は、給与費、材料費及び経費が増加したことなどにより、前年度に比べ 10 億 8,638 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 23 億 7,296 万余円増の 41 億 3,974 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 20 年度に策定した「千葉県立病院改革プラン」に基づき、一層の経営効率化・安定化を推し進め、目標を達成するよう努められたい。

(b) 各病院の医業収益に占める人件費の割合は、全国の自治体病院に比べても特に高水準となっていることから、組織の合理化を図るとともに、人員配置の適正化に努め経費の節減を図られたい。

(c) 特に、地域医療を提供している病院については、ニーズに対応した医療の提供と医業収益の確保・医業費用の節減に努めるなど、早急に経営の健全化を推進されたい。

(d) 未収金については、県が平成 20 年 2 月に策定した「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。

(e) 退職給与引当金について、引当てを行っていないが、損益管理の観点から適正な退職給与引当金の計上に努められたい。

(f) 患者負担の縮減や医療費抑制の観点から、ジェネリック薬品の使用について、より積極的に取り組まれたい。

c 改善すべき事項

平成 20 年度までの不適正な経理処理による取引業者へのプール金について、一部は返還されているが、残るプール金についても、処理方針に基づき早期解消に努めること。今後も、引き続き再発防止に向けた取組を徹底すること。

d 留意すべき事項

当年度は純利益を計上したものの、依然として累積欠損金が 26,796,048 千円と多額であることから、引き続き経営の健全化に取り組み、累積欠損金の解消に努めること。

基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

平成 22 年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成 22 年度 千葉県土地開発基金

平成 22 年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の手続

平成 22 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨にそって適正で、かつ、効率的に行われているか、また計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

平成 22 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,800,000,000 円である。

イ 美術品等取得基金

平成 22 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認める。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められる。

健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

平成 22 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	20.00 %
実質公債費比率	11.2 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	206.3 %	400.0 %	

イ 審査の意見

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

将来負担比率については 206.3%であり、前年度(222.0%)と比べ 15.7 ポイント改善しているものの、次の点に留意する必要がある。

平成 22 年度において将来負担比率が改善した主な理由は、建設地方債等の発行額抑制により、その現在高が減少したことなどによるものである。

今後においても、地方債の発行について後年度負担に配慮し計画的に対応するなど、将来負担比率の抑制に一層努められたい。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

平成 22 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成 22 年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	- %	20.0 %

住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第242条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

件名	結果の概要	備考
一県議会議員に対する政務調査費の不適切な使用分の返還請求を求める請求に関する件	棄却	平成22年9月24日受付 平成22年12月7日公表
千葉朝鮮学園への補助金の返還請求等を求める請求に関する件	棄却	平成22年11月30日受付 平成23年2月1日公表
県議会議員及び会派に対する政務調査費の不適切な使用分の返還請求を求める請求に関する件	一部棄却、一部却下	平成23年2月25日受付 平成23年5月6日公表

1 外部監査の概要

外部監査は、平成11年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成22年度は、2記載の者と包括外部監査契約が締結され、外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 外部監査人

公認会計士 岡田 三夫

3 包括外部監査のテーマ・監査対象施設

- (1) 監査テーマは、「公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について」とされた。
- (2) 監査対象施設は、千葉県福祉ふれあいプラザ、千葉県千葉リハビリテーションセンター、千葉県青少年女性会館、千葉県文化会館、日本コンベンションセンター国際展示場、千葉県東葛テクノプラザ、かずさアカデミアホール、千葉県立青葉の森公園、千葉県文書館、千葉県西部防災センター、千葉県消費者センター、さわやかちば県民プラザ、千葉県立現代産業科学館、千葉県立中央図書館、千葉県立中央博物館、千葉県立美術館及び千葉県総合スポーツセンターを対象として、監査が行われた。

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報(平成23年4月22日第12605号)に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

(アドレス:<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>)

【資料】

1 平成22年度監査における監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	袴田 哲也	平成 20 年 4 月 1 日	-	常勤:代表監査委員
	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	-	非常勤
議選委員	阿部 紘一	平成 22 年 6 月 23 日	平成 23 年 4 月 29 日	非常勤
	伊藤 勲	平成 22 年 6 月 23 日	平成 23 年 4 月 29 日	非常勤
	山口 登	平成 23 年 5 月 20 日	-	非常勤
	竹内 圭司	平成 23 年 5 月 20 日	-	非常勤

2 平成22年度監査計画

(平成22年6月22日決定)

(平成23年3月11日一部改正)

千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成22年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

平成22年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げていくかなど、より一層、県民の視点に立った監査を行うため、次の方針に基づき実施する。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合規性、正確性の視点はもとより、経済性効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当たっては、外部監査及び行政監査の結果に留意するとともに、監査対象機関において内部けん制体制が十分機能しているか検証する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく必要な改善措置が適切に講じられているか把握、確認する。
- (4) 監査結果等の情報をより分かりやすく公表する。

2 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業(地方自治法第199条第2項に規定する事務を含む。)について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成22年度は、普通会計及び公営企業会計それぞれ課題となっている次の事項(重点監査事項)に重点を置いて実施する。

(ア) 普通会計

需用費等の執行について

需用費について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。さらに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

公共事業の執行について

公共事業の予算執行及び繰越手続が適正に行われているか、また、工事の工程管理や工事検査が適正に行われているかを確認する。

収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付に係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

内部けん制体制について

内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかなどについて検証する。

(イ) 公営企業会計

備消耗品費等の執行について

備消耗品費等について、物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、また、その他の支出科目についても、予算執行が適正に行われているかを確認する。さらに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

契約事務について

工事及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているかを確認する。

工事の執行について

工事の予算執行及び繰越手続が適正に行われているか、また、工程管理や工事検査が適正に行われているかを確認する。

内部けん制体制について

内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかなどについて検証する。

ウ 監査対象機関は、平成22年4月1日現在の490機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区分	監査対象 機関数	監査計画機関数		
		実地監査	書面監査	計
普通会計	本庁	99	99	99
	出先機関	348	156	192
	計	447	255	192
公営企業会計	本庁	16	16	16
	出先機関	27	19	8
	計	43	35	8
合計	本庁	115	115	115
	出先機関	375	175	200
	計	490	290	200

(注1)本庁各課(局・室)の監査は、委員全員により実施する。

(注2)出先機関の実地監査は、担当委員2名により実施する。(注3)書面監査は、委員全員により実施する。

(2) 随時監査

ア 出先機関について、物品購入等の事務処理や管理が適正に行われているか、内部けん制体制が十分機能しているか、また、職員にコンプライアンス意識が徹底しているかを主眼として、実地により随時監査を実施する。

イ 監査対象機関は、平成21年度会計において不適正な経理処理が認められた出先機関で、平成22年度会計に書面監査を予定している61機関とし、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

また、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。

表2 実地監査計画

	監査対象 機 関 数	実地監査計画機関数		
		定期監査	随時監査	計
普通会計	447	255	58	313
公営企業会計	43	35	3	38
計	490	290	61	351

(3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 平成21年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、消耗品費等による物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、その他の支出科目についても予算執行が適正に行われているかを確認するとともに、必要に応じて取引業者等の関係人調査を実施する。また、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるか確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資法人

県の補助金が3億円以上の私立高等学校

県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く。)

県の委託料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く。)

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表3のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表3 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	3 9	1 9	3	2 2
私立高等学校	2 2	2	5	7
その他の援助 (補助)団体	1 4	4	0	4
指定管理者	1 2	4	0	4
計	8 7	2 9	8	3 7

(注) 実地監査は担当委員2名により実施し、書面監査は委員全員により実施する。

(5) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び36基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、2月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

平成22年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成22年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

ア 平成22年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているか把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

4 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成23年8月
		公営企業会計	平成23年7月
	出先機関	平成22年9月～平成23年7月	平成22年12月、 平成23年2月・6月・9月
随時監査		平成22年10月～平成23年1月	平成23年2月
財政的援助団体等監査		平成22年9月～平成23年3月	平成22年12月、 平成23年2月・6月
決算審査	普通会計	平成23年8月	平成23年9月
	公営企業会計	平成23年7月	
基金運用状況審査		平成23年8月	平成23年9月
健全化判断比率等審査		平成23年8月	平成23年9月
例月出納検査		毎月25日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査計画で定める日	平成22年12月、 平成23年2月・6月・9月

(注1) 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

(注2) 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

5 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

6 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

7 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

千葉県監査 - 平成22年度版 -

平成24年1月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区中央4丁目17-3 袖ヶ浦ビル4階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

郵便の送付先：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>